

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 子ども未来部
令和3年度4月～11月分 必要に応じて令和2年度分
- 3 監査の着眼点 令和3年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和4年1月4日～令和4年2月21日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

保育所運営費負担金及び公立教育・保育施設使用料の過年度未収金は、令和2年度末で13,797,030円である。令和3年11月末現在では11,196,750円である。

また、令和3年11月末現在の過年度未収金として、児童扶養手当返還金は20,818,410円、児童手当（子ども手当）返還金は1,125,000円、高等技能訓練促進費返還金は167,000円であった。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するよう努力されたい。

(2) 指定管理者への指導について

岐阜市会計規則第54条第5項は、収入事務受託者は、収納した現金を速やかに指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない旨規定している。

しかしながら、ドリームシアター岐阜の使用料徴収事務を受託している指定管理者が、使用者から受け取った使用料を1日ごとに金庫で保管した後、主に週に1回まとめて金融機関に払込みをしていた。このことについて、子ども支援課及び収入事務を担当している子ども政策課はその事実を把握していたが、速やかに払込みをするよう指導を行っていなかった。

今後は、指定管理者に対して、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計

事務の執行に努めるよう指導されたい。

(3) システム管理について

令和3年8月分の保育料（1,116件、対象金額 31,330,300円）について、令和3年8月31日に口座振替すべきところ、翌月の口座振替時に2か月分を徴収していた。

保育料を管理する福祉システムでは、保育料を口座振替により請求するデータを作成する手順の一つとして、口座振替により何を請求するかについて、利用者全員分を一括で設定する機能があり、正しく請求するためには、「保育」、「給食」、「副食」の3項目にチェックしなければならない。

しかしながら、「保育」のチェックを入れ忘れたため、徴収漏れが発生した。

今後は、同様の事案が起らないよう職員に指導徹底を図るとともに、必要な措置を速やかに講じられたい。

(4) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、委託料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給に係る福祉システム改修業務委託について、令和3年4月13日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和3年6月14日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

イ 岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第5条第1項第3号は、事務補助に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬は、勤務をした日の属する月の翌月の15日に支給する旨規定している。

しかしながら、令和3年7月分の子ども支援課のパートタイム会計年度任用職員B（1人）の報酬及び費用弁償を8月20日に支払うとともに、支払遅延に係る遅延利息（55円）が8月24日に支払われていた。

ウ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書（支出負担行為書兼支出命令書を含む。）を作成しようとするときは、予算の節及び

債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

しかしながら、以下の支払誤りがあった。

(ア) パートタイム会計年度任用職員B（1人）の更新による年次有給休暇を付与する月を誤ったため、本来欠勤とすべきところ年次有給休暇扱いとし、過払いされていた。

(イ) 別のパートタイム会計年度任用職員B（1人）の1回あたりの費用弁償額の算定を誤ったまま、令和3年5月分、7月分及び8月分の費用弁償が支払われていた。

(ウ) 令和2年12月分の西郷保育所の米の購入費用の請求単価に誤りがあるにもかかわらず、給食賄材料費が支払われていた。

(エ) 令和元年度の保育所の嘱託医の報酬が委嘱されていない前年度の嘱託医に支払われていた。

(オ) 私立保育所等が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る補助金額の上限が500,000円であるにもかかわらず、上限額を195,000円超えて補助金が支払われていた。

今後は、岐阜市予算規則、岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

[意見]

(1) 適正な工事発注について

子ども保育課は、熱中症予防及び新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、遮光ネットを取り付けるために施工した金具設置工事について、積算した結果、1か所については合見積による随意契約とし、14か所については一者随意契約により受注者を決定した。

当該工事の目的を達成するには1日でも早く工事を完了する必要があることから、適正な見積期間や工期を確保するために、やむを得ず保育所ごとに発注したとのことであるが、結果的に全ての工事の発注がほぼ同時期であり、まとめて発注できたのではないかと、また、合見積を取ることができたのではないかと疑念を持たれる結果となっている。

このことから、工事発注においては、公平性及び経済的合理性を確保するとともに、恣意的に分割発注したのではないかと疑われることのないよう計画的な発注に努められたい。

(2) 適正な事務執行について

令和元年度の定期監査及び行政監査において、子ども遊び場について、他部局の土地の一部を使用しているものがある場合、岐阜市公有財産規則第18条は、使用承認として、他の部局の公有財産を使用する場合、当該公有財産を所管する部長に、公有財産使用承認申請書を提出し、公有財産使用承認書の交付を受けなければならない旨規定しているが、土地の所管部局へ公有財産使用承認申請書の提出をしておらず、公有財産使用承認書の交付を受けていないものがあったため、適正に処理するよう指導した。

これに対し、令和2年度に土地の所管部局へ必要な申請手続きを行っていくとの報告があった。

しかしながら、令和3年度の申請状況を確認したところ、必要な申請手続きが行われていなかった。

以上のことから、監査で指示された事項について、その対象となった部署で対応するとともに、子ども未来部としても履行を確認されたい。